

その他 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

1. 改正の概要

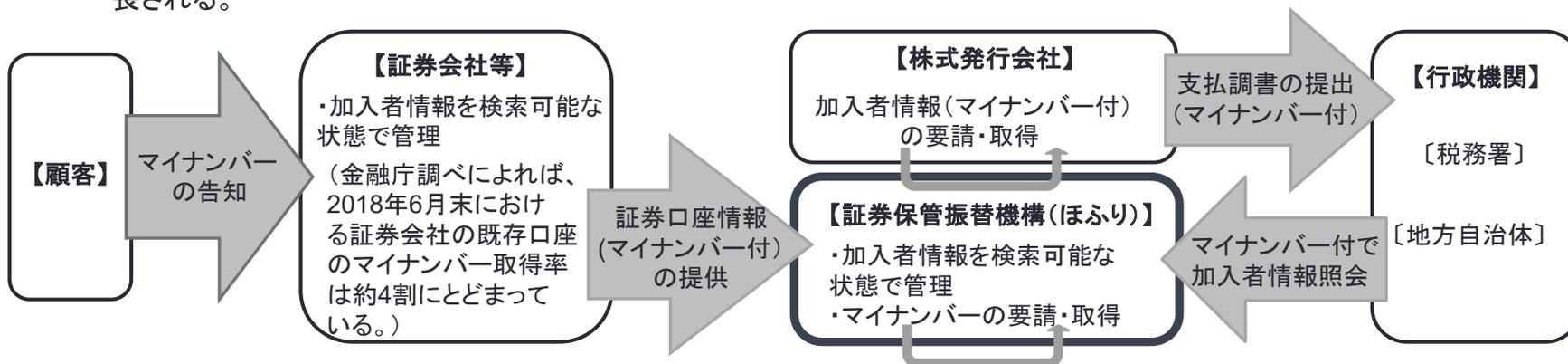
個人番号又は法人番号が付された証券口座の税務上の効率的な利用

個人番号又は法人番号(以下「番号」という。)が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるように次の措置が講じられる。

①証券会社等の口座管理機関は、番号が付された証券口座に係る顧客の情報を番号により検索できる状態で管理しなければならない。

②振替機関は、上記と同様の管理をしなければならないとともに、調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から証券口座に係る顧客の情報を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。

※2018年12月31日までに、すべての口座開設者は、番号を提供する必要があったが、こちらについても期限が3年間延長される。



2. 適用時期

2020年4月1日より施行される。

3. 今後の注目点

①口座開設者が番号を提出していないことへの対応が各口座管理機関で異なっているが、改正を受けて、各口座管理機関の対応がどのように変わるか

②証券会社や振替機関等による番号管理が税務当局や自治体からの照会にどのように利用されるか